

原議保存期間 1 年  
(令和 4 年 3 月 31 日まで)

警視庁交通部交通総務課長 殿  
各道府県警察本部交通部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部広域調整第二課長

事務連絡  
令和 2 年 12 月 10 日  
警察庁交通局交通企画課理事官  
警察庁交通局交通規制課理事官

### 自動運転の公道実証実験への対応に係る留意事項について

自動運転の実装に向けた環境整備は、「規制改革実施計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、規制改革の重点事項の一つとして取り上げられている。警察においては、これまでも「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)、  
「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」(以下「許可基準」という。)等を策定し、自動運転が早期に実用化されるよう、その進展を支援してきたところであるが、ガイドライン及び許可基準の取扱いについて、下記の点に留意されたい。

#### 記

#### 1 特別の許可等なしに実施可能な公道実証実験に係る相談への対応

ガイドラインは、場所や時間にかかわらず自動走行システムの公道実証実験を行うための要件として、実験車両の運転者席に乗車したテストドライバーが緊急時等に必要な操作を行うこと等を求めている。これは、当該実験で用いる自動走行システムが、テストドライバーによる操作なしで道路交通法をはじめとする関係法令を完全に遵守できることまで求めるものではない。

よって、開発段階の自動走行システムであっても、システムでは対応できない場面等においてテストドライバーが必要な操作を行うことが可能であれば、ガイドラインに基づき、公道実証実験が可能である。

特別の許可や届出なしに実施可能な公道実証実験についての周知不足が実験の円滑な実施の障害とならぬよう、相談を受けた場合は、当該実証実験の実施主体に対して、上記ガイドラインの趣旨を踏まえた助言を行うこと。

#### 2 道路使用許可を受けて行う公道実証実験の円滑な実施に向けた支援

##### (1) 手続の円滑化

同一場所等での実証実験を再度申請する者に対しては、過去の実証実験等により確認できる事項については、過去の申請書類の写しを提出することで足りることとするなど、実施主体の負担を配意し、手続の円滑化に努

めること。

(2) 実証実験の内容に応じた柔軟な対応

許可期間をどの程度とするかについては、法令に明文の規定はなく、許可基準を踏まえ、個別具体的に定められるものである。無人自動運転サービスの事業化等の場合で許可の対象となる内容が明確である場合には、許可期間が6か月を超えることも可能とするなど、実証実験の内容に応じて、柔軟に対応すること。

(3) 手続の迅速性の確保

実験の円滑な実施を支援する観点から、実施主体からの事前相談に対しては速やかに対応すること。